

## 福山市測量・建設コンサルタント等業務検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注する建設工事に係る測量業務、地質調査業務、土木関係建設コンサルタント業務及び建築関係建設コンサルタント業務の委託（以下「委託業務」という。）について、福山市契約規則第12条の規定により検査員が行う検査に關し必要な事項を定めるものとする。

(検査の種類)

第2条 委託業務の検査の種類は、次のとおりとする。

- (1) 完了検査 委託業務の成果品が契約図書に定められた数量等が確保されていることを確認するために行う検査
- (2) 一部完了検査 設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合または、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる場合において、当該指定部分の業務の完了を確認するための検査

(検査体制)

第3条 業務委託料が300万円以上の検査は、技術検査課の職員のうちから技術検査課長が指定した者がこれを行う。ただし、同一の時期に多数の検査を行わなければならないとき、その他必要があると認めるときは、土木又は建築工事に係る技術を分掌する部局の担当次長以上の職にある者の中から検査を行う者を指定することができる。

- 2 業務委託料が300万円未満の検査は、委託業務を担当する課の技術担当次長以上の職にある者（以下「担当次長」という。）のうちから委託業務を担当する課長（以下「担当課長」という。）が指定した者がこれを行う。

(検査の立会)

第4条 検査には、受注者、監督員（福山市土木設計業務等委託契約約款第8条第1項及び福山市建築設計業務委託契約約款第12条第1項に規定する監督員をいう。）の立会のうえ、これを行うものとする。

(検査の内容)

第5条 検査は、当該委託業務の管理記録及び成果品を対象として行うものとし、契約図書に基づき、成果品について合否の判定を行うものとする。

- 2 検査員は、検査にあたり必要と認めるときは、受注者又は監督員に対して、履行状況及び関係資料について説明を求めることができる。
- 3 検査員は、必要に応じて現地調査等を行うことができる。

(成果品の検査)

第6条 検査は、別に定める福山市測量・建設コンサルタント等業務検査基準の(表1)、(表2)及び(表3)に基づき行うものとする。

(検査実施の手続)

第7条 担当課長は、業務委託料が300万円以上の委託業務の検査を依頼するにあつては、検査依頼書に必要な書類を添えて技術検査課長に送付しなければならない。

2 技術検査課長は、前項の規定による検査の依頼を受けたときは、速やかに当該検査を担当する検査員を指定し、検査日時を定めて担当課長に通知するものとする。

(検査の中止等)

第8条 検査員は、検査ができない事情があるとき、その他検査の実施について疑義が生じたときは、検査を中止し、速やかに、第3条第1項の検査に係るものにあつては技術検査課長に、同条第2項の検査に係るものにあつては担当課長に報告し、その指示を受けなければならない。

(検査報告)

第9条 検査員は、検査の結果、受注者の委託業務が契約の内容に適合したものであると認めるときは、委託業務検査報告書により報告しなければならない。

(不適正な履行状況であると判定した場合の措置)

第10条 検査員は、検査の結果、不適正な履行状況であると判定した場合は、第3条第1項の検査に係るものにあつては技術検査課長の、同条第2項の検査に係るものにあつては担当課長の承認を得て、履行期限までに完了する場合を除き、修補指示書により期限を定めて受注者に修補の措置を命じなければならない。

2 受注者は、修補の措置を命じられた場合は、修補を行い、修補完了通知書を市長に提出しなければならない。

3 検査員は、修補をさせた委託業務の検査については、当該部分のみの検査により合否の判定をすることができる。

4 検査員は、第1項の規定による修補をさせたときは、その旨を委託業務検査修補調書に記載し、第3条第1項の検査に係るものにあつては技術検査課長へ、同条第2項の検査に係るものにあつては担当課長へ報告するものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、委託業務の検査について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。